

平成 20 年 3 月

お客様各位

社団法人 電子情報技術産業協会

既設の非常用放送設備の更新について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は非常用放送設備の設置・維持・管理には特段のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、非常用放送設備は、昭和 44 年 3 月、消防法施行規則の改正に伴い、基準が定められ、多数の方々にご利用になる防火対象物を中心として全国に広く設置されております。万が一の火災発生時には、建物内の人々に火災発生の警報と避難誘導を行う設備であり、火災の被害を軽減する役割を担っております。また平成 6 年 4 月の消防法改正により、火災発生時の警報がサイレン警報からシグナル音および音声メッセージによる警報へと改正されました。音声メッセージによる警報も、発報放送と火災放送という 2 段階の自動音声警報による基準が設けられ、非常時の的確な情報伝達とより安全な避難誘導が主眼に置かれております。

しかし近年、設備（機器）は高度化・複雑化し、日常の保守点検をもってしても他の設備機器と同様、その機能と性能の信頼性の維持には、経年的な限界を避けて通ることはできません。従いまして、機器設置後に一定期間が経過すると機器の更新が望ましくなります。

このたび、当協会では非常用放送設備について、調査研究に基づいて考察し、設置後の更新を必要とするおおよその期間を下記の通り設定いたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1：非常用放送設備の推奨更新期間について

次の設備及び部品の記載年数は、設置後の更新を必要とするおおよその期間であり、品質保証・修復対応等の期間ではありません。

設備		推奨更新期間
非常用放送設備		10～12年
寿命 部 品	ニッケル・カドミウム蓄電池 (ニッカド蓄電池)	4年
	LCD	4～5年
	冷却ファン	3～5年

2：非常用放送設備の推奨更新期間を定めるにあたって

- (1) 適切な定期点検が実施され、機器の設置環境に支障が無いこととします。
- (2) 設置場所において、風水、塩分、腐食ガス等の影響を受ける場所、その他高温・高湿の場所等、設置環境の厳しい場所に設置される機器については、更新期間が短くなる場合があります。
- (3) 当協会非常用放送設備専門委員会における調査・研究では、過去の修理データを基に統計的に判断を行うとともに、主な部品の耐久性能等を検討して、おおよその期間を設定したものであり、各非常用放送設備ごとに一律に適用できるものではありません。また、非常用放送設備以外の消防用設備の更新期間とは異なることがあるので、設備毎に更新期間の確認が必要です。
- (4) 推奨更新期間は各製造者の部品供給可能期限とは関連が無く、修理用部品の部品供給可能期限は各製造者により定められています。なお、部品供給可能期限を超えている場合、設備の修理が行えない場合もあります。
- (5) 推奨更新期間が、その他の規制や各製造者によって当推奨更新期間とは別に定められる場合は、それぞれの定める推奨更新期間が優先されます。
- (6) 各製造者が定めるオーバーホール等の処置により、更新期間を延長できる場合があります。

■お問合せ先

社団法人 電子情報技術産業協会

インダストリ・システム部業務グループ

〒101-0065

東京都千代田区西神田3-2-1

住友不動産千代田ファーストビル南館 7F

TEL：03-5275-7261 FAX：03-5212-8211